

資料2

会計年度任用職員（パートタイム）勤務要件

業 務 名	【事務区分】 医療事務手	募集人員	15 名
業 務 内 容	医療事務業務		
勤 務 場 所	公立野辺地病院		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	勤務時間：週30時間未満 休憩時間：勤務時間により判断する		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし 2 休日労働をさせることが <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし		
勤務を要しない日	所属する勤務表による。		
休 暇	1 年次有給休暇（勤務日数により判断） 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
報 酬	1 支給日：毎月 21日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 1時間当たりの額（897円 ~ 983円） <u>注）人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当	1 ①通勤手当（費用弁償として支給） ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当（任期が6カ月以上に渡る者）		
服 務	① サービスの根本基準（改正地公法第30条） ② サービスの宣誓（改正地公法第31条） ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（改正地公法第32条） ④ 信用失墜行為の禁止（改正地公法第33条） ⑤ 秘密を守る義務（改正地公法第34条） ⑥ 職務に専念する義務（改正地公法第35条） ⑦ 政治的行為の制限（改正地公法第36条） ⑧ 争議行為等の禁止（改正地公法第37条）		
分限・懲戒処分	1 分限処分 ① 免職（職員の意に反してその身分を失わせる処分） ② 休職（職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分） 2 懲戒処分 ① 戒告（職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分） ② 減給（一定期間、職員の給料を減額して支給する処分） ③ 停職（一定期間職員を職務に従事させない処分） ④ 免職（職員からその職を失わせる処分）		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 年金及び保険：厚生年金保険及び健康保険が適用 （勤務条件等により国民年金及び国民健康保険が適用される。） 3 雇用保険：勤務条件等により雇用保険に加入 4 災害補償：勤務条件等により労働災害補償保険制度適用 5 人事評価：対象		

会計年度任用職員（パートタイム）勤務要件

職 務 名	【医療区分】 臨床検査技師	募集人員	1 名
業 務 内 容	臨床検査技師業務		
勤 務 場 所	公立野辺地病院		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	勤務時間：週30時間未満 休憩時間：勤務時間により判断する		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし 2 休日労働をさせることが <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし		
勤務を要しない日	所属する勤務表による。		
休 暇	1 年次有給休暇（勤務日数により判断） 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
報 酬	1 支給日：毎月 21日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 1時間当たりの額（1,090円 ~ 1,207円） <u>注）人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当	1 ①通勤手当（費用弁償として支給） ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当（任期が6カ月以上に渡る者）		
服 務	① サービスの根本基準（改正地公法第30条） ② サービスの宣誓（改正地公法第31条） ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（改正地公法第32条） ④ 信用失墜行為の禁止（改正地公法第33条） ⑤ 秘密を守る義務（改正地公法第34条） ⑥ 職務に専念する義務（改正地公法第35条） ⑦ 政治的行為の制限（改正地公法第36条） ⑧ 争議行為等の禁止（改正地公法第37条）		
分限・懲戒処分	1 分限処分 ① 免職（職員の意に反してその身分を失わせる処分） ② 休職（職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分） 2 懲戒処分 ① 戒告（職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分） ② 減給（一定期間、職員の給料を減額して支給する処分） ③ 停職（一定期間職員を職務に従事させない処分） ④ 免職（職員からその職を失わせる処分）		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 年金及び保険：厚生年金保険及び健康保険が適用 （勤務条件等により国民年金及び国民健康保険が適用される。） 3 雇用保険：勤務条件等により雇用保険に加入 4 災害補償：勤務条件等により労働災害補償保険制度適用 5 人事評価：対象		

会計年度任用職員（パートタイム）勤務要件

業 務 名	【医療区分】 看護師	募集人員	6 名
業 務 内 容	看護業務		
勤 務 場 所	公立野辺地病院		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	勤務時間：週30時間未満 休憩時間：勤務時間により判断する		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし 2 休日労働をさせることが <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし		
勤務を要しない日	所属する勤務表による。		
休 暇	1 年次有給休暇（勤務日数により判断） 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
報 酬	1 支給日：毎月 21日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 1時間当たりの額（1,182円 ~ 1,322円） <u>注）人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当	1 ①通勤手当（費用弁償として支給） ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当（任期が6カ月以上に渡る者）		
服 務	① サービスの根本基準（改正地公法第30条） ② サービスの宣誓（改正地公法第31条） ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（改正地公法第32条） ④ 信用失墜行為の禁止（改正地公法第33条） ⑤ 秘密を守る義務（改正地公法第34条） ⑥ 職務に専念する義務（改正地公法第35条） ⑦ 政治的行為の制限（改正地公法第36条） ⑧ 争議行為等の禁止（改正地公法第37条）		
分限・懲戒処分	1 分限処分 ① 免職（職員の意に反してその身分を失わせる処分） ② 休職（職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分） 2 懲戒処分 ① 戒告（職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分） ② 減給（一定期間、職員の給料を減額して支給する処分） ③ 停職（一定期間職員を職務に従事させない処分） ④ 免職（職員からその職を失わせる処分）		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 年金及び保険：厚生年金保険及び健康保険が適用 （勤務条件等により国民年金及び国民健康保険が適用される。） 3 雇用保険：勤務条件等により雇用保険に加入 4 災害補償：勤務条件等により労働災害補償保険制度適用 5 人事評価：対象		

会計年度任用職員（パートタイム）勤務要件

業 務 名	【医療区分】 准看護師	募集人員	3 名
業 務 内 容	准看護業務		
勤 務 場 所	公立野辺地病院		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	勤務時間：週30時間未満 休憩時間：勤務時間により判断する		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし 2 休日労働をさせることが <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし		
勤務を要しない日	所属する勤務表による。		
休 暇	1 年次有給休暇（勤務日数により判断） 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
報 酬	1 支給日：毎月21日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 1時間当たりの額（1,015円 ~ 1,123円） <u>注）人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当	1 ①通勤手当（費用弁償として支給） ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当（任期が6カ月以上に渡る者）		
服 務	① サービスの根本基準（改正地公法第30条） ② サービスの宣誓（改正地公法第31条） ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（改正地公法第32条） ④ 信用失墜行為の禁止（改正地公法第33条） ⑤ 秘密を守る義務（改正地公法第34条） ⑥ 職務に専念する義務（改正地公法第35条） ⑦ 政治的行為の制限（改正地公法第36条） ⑧ 争議行為等の禁止（改正地公法第37条）		
分限・懲戒処分	1 分限処分 ① 免職（職員の意に反してその身分を失わせる処分） ② 休職（職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分） 2 懲戒処分 ① 戒告（職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分） ② 減給（一定期間、職員の給料を減額して支給する処分） ③ 停職（一定期間職員を職務に従事させない処分） ④ 免職（職員からその職を失わせる処分）		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 年金及び保険：厚生年金保険及び健康保険が適用 （勤務条件等により国民年金及び国民健康保険が適用される。） 3 雇用保険：勤務条件等により雇用保険に加入 4 災害補償：勤務条件等により労働災害補償保険制度適用 5 人事評価：対象		

会計年度任用職員（パートタイム）勤務要件

業 務 名	【技能区分】 看護補助員	募集人員	4 名
業 務 内 容	看護補助業務		
勤 務 場 所	公立野辺地病院		
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31日 まで ※ 人事評価に伴う勤務実績に応じ再度任用することができる。		
勤 務 時 間	勤務時間：週30時間未満 休憩時間：勤務時間により判断する		
所定時間外労働等	1 所定時間外労働をさせることが (あり)・なし 2 休日労働をさせることが (あり)・なし		
勤務を要しない日	所属する勤務表による。		
休 暇	1 年次有給休暇 (勤務日数により判断) 2 特 別 休 暇 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による。		
報 酬	1 支給日：毎月 21日(休日又は土・日曜日の時は、その日の前の平日とする。) 2 1時間当たりの額(859円 ~ 938円) <u>注) 人事院勧告により、給料表の改定があった場合は給料額が変更されます。</u>		
手 当	1 ①通勤手当(費用弁償として支給) ②時間外勤務手当 ③宿日直手当 ④休日勤務手当 ⑤夜間勤務手当 2 期末手当(任期が6カ月以上に渡る者)		
服 務	① サービスの根本基準(改正地公法第30条) ② サービスの宣誓(改正地公法第31条) ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(改正地公法第32条) ④ 信用失墜行為の禁止(改正地公法第33条) ⑤ 秘密を守る義務(改正地公法第34条) ⑥ 職務に専念する義務(改正地公法第35条) ⑦ 政治的行為の制限(改正地公法第36条) ⑧ 争議行為等の禁止(改正地公法第37条)		
分限・懲戒処分	1 分限処分 ① 免職(職員の意に反してその身分を失わせる処分) ② 休職(職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分) 2 懲戒処分 ① 戒告(職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分) ② 減給(一定期間、職員の給料を減額して支給する処分) ③ 停職(一定期間職員を職務に従事させない処分) ④ 免職(職員からその職を失わせる処分)		
そ の 他	1 労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェックの実施 2 年金及び保険：厚生年金保険及び健康保険が適用 (勤務条件等により国民年金及び国民健康保険が適用される。) 3 雇用保険：勤務条件等により雇用保険に加入 4 災害補償：勤務条件等により労働災害補償保険制度適用 5 人事評価：対象		